

スーパーバイザーの導入について Ver3

平成 30 年 7 月 19 日

在宅療養支援課

<経緯>

- 1 高齢者だけではない「複合的な事例」（高齢者とひきこもり、障害ほか）が近年増加傾向。
今後も高齢者の増加とともに増えていくことが懸念される。
- 2 地域包括支援センター担当者や高齢福祉課の C W が苦勞して、個人（事業所）の努力でなんとか各ケースの解決に当たっているが、役割分担など関係者間のみでは円滑に進まず、担当者が疲弊し、介護関係者の離職にもつながりかねない。
- 3 地域包括支援センターへのアンケートでも 38 人中 31 人が、何らかのスーパーバイザーの活用を希望している。

<根拠法令>

介護保険法 115 条の 45 第 2 項 地域支援事業（多職種連携が必要な事例検討の研修）

<対象>

地域包括支援センター職員（まずは地域包括支援センター⇒関係事業所へ伝えていく）

<目的・効果>

- 1 学識経験者が関わることで、第三者の客観的な視点から支援方針を導き出すため
- 2 対応・支援について、当事者及び当事者以外の多職種で事例を共有し、一緒に考えることで担当者の 孤立防止とモチベーションアップ。
- 3 支援者の心理的安定による市民への波及効果
- 4 各事業所・担当者の困難事例への支援技術が市内 9 地域包括支援センターで偏りがあってはいけないため、支援技術の質の平準化を図るため。

<方法>

1 事例検討会

・地域包括支援センターには検討したい事例を募り、事例を提供してもらう。当課は受付窓口となり、事例検討開催までの講師との調整・準備・場所の用意を行う。

- ①事例説明（事例提供者・関係者）
- ②事例についての事実確認（全員）
- ③アセスメント（全員）
- ④支援方針（全員）
- ⑤事例提供者への労いや本日の感想（全員）
- ⑥講師による全体のコメント（講師）

2 講演会

・地域包括支援センターの希望により、事例に特化した困難事例の実際の対応例など支援技術についての講師による講演を行う。当課は講師との調整・準備・場所の用意を行う。

<担当者>

元大学教授の学識経験者（保健師）を想定 70 歳前後 女性

<経費>

月 1 回 2 時間 12,000 円×2 時間 = 24,000 年額 24,000 円×12 か月 = 288,000 円

※30 年度については無料での試行可

<今後の進め方>

平成 30 年度 地域包括支援センター職員とスーパーバイザー候補による事例検討の試行

平成 31 年度 活用を希望する地域包括支援センターと高齢福祉課 C Wなどとの事例検討を実施

平成 32 年度 地域包括支援センターからの求めに応じて、「地域ケア会議」への参加